

決定9号(テレビ朝日)

1999(平成11)年3月17日
放送と人権等権利に関する委員会決定第9号

権利侵害申立に関する委員会決定

放送と人権等権利に関する委員会
委員長 清水 英夫

申立人 A大学ラグビー部員と家族
被申立人 全国朝日放送株式会社(テレビ朝日)

. 申立に至る経緯

1997年11月、都内のカラオケボックスで、19歳の女性を集団で暴行したとして、A大学のラグビー部員5名が、98年1月20日、婦女暴行容疑で逮捕された。更に他大学の学生を含む3名が、その後逮捕されたが、2月9日、被害者との間で示談が成立、告訴が取り下げられたため、全員が処分保留のまま釈放になり、その後起訴猶予処分となった。このうちA大学ラグビー部の2年生部員2名とその家族合わせて7名が、「2人は暴行行為に加わっていなかったにもかかわらず、暴行犯人として放送されたため、本人だけでなく家族の名誉が著しく損なわれた」として、6月25日、テレビ朝日に対する権利侵害の申立を、本委員会に行った。

. 申立人の申立要旨

容疑事実が未確定な逮捕直後から、実名、顔写真を放映するとともに、字幕並びにキャスター、リポーター、ゲストコメンテーターらの解説及びコメントにより、あたかも申立人の学生2名(以下「申立人2名」という)が、集団レイプの共犯者であると断定的、もしくは誘導的に、繰り返し繰り返し報道され、家族を含む申立人全員は著しく名誉を毀損され回復しがたい打撃を被った。

1. 番組・放送日

「やじうまワイド」	1月20日、1月21日、1月22日
「スーパー」チャンネルニュース	1月20日、1月21日
「スーパーモーニング」	1月21日
「ワイド!スクランブル」	1月21日

2. 放送内容

上記番組のうち、1月21日「スーパーモーニング」、「ワイド!スクランブル」の2番組から、具体的な問題点を指摘する。

事実と異なる報道

- ・「逮捕された5人は、現時点で容疑事実を認めている」との報道は、事実でなく、申立人2名は容疑を認めていない。
- ・「19歳の女性社員が呼び出され」と報じているが、事実無根である。
- ・「19歳の女性は別室に連れ出され、屈強なラグビー部員たちに暴行されてしまった」と報じているが、別室に連れ出した事実はない。申立人2名には暴行した事実もない。

演出と誘導による断定報道

- ・「愚拳! 集団で女性に暴行 A大ラグビー部員」等のタイトル、「ハレンチラガーマンA大学生5人逮捕」、「19歳のOLを集団で A大ラグビー部員 婦女暴行で5人逮捕」、「汚れた名門 A大ラグビー5人 19歳OL暴行逮捕」等のインサートタイトルで、容疑事実がまだ確定していない段階であるにもかかわらず、犯罪を断定するような放送をしている。
- ・「人間としてしてはいけない事を、この5人はしてしまった。野獣のような行為ということも言えると思うんですけども」とリポーターが誘導し、ゲストとの間で、明らかに逮捕された学生達を犯罪者ときめつけてコメントしている。
- ・「ラグビーをするために集まり、試合に勝つために体を鍛えていたはずのラガーメンが、束になって一人の若い女性に牙をむいたという、許されざる行為であった」、「学生ラグビー界、前代未聞の不祥事、A大ラグビー部の一部部員によるレイプ事件が・・・」、「19歳の女性社員が、カラオケボックスの中で、複数の男性に婦女暴行を受けるという、痛ましい事件が起こりました。逮捕されたのはA大学ラグビー部の現役の部員だったので」等の断定的なナレーションで、逮捕された学生達を犯罪者ときめ

つけている。

実名・顔写真の乱用

逮捕翌日で、しかも容疑事実がまだ確定していない段階であるにもかかわらず、約6分間の番組で実名・顔写真を7回も放映するなど異常な報道を行っている。これらはまさに肖像権の侵害であり、人権侵害のなにものでもない。

被申立人の答弁要旨

1. 「集団レイプ事件に無関係」との主張について

本件報道は、捜査当局の公の発表に基づく事件報道であり、なんの脚色も行っておらず放送内容に問題はないと考える。

申立人らは強姦罪で逮捕されたのち検察官に身柄送致され、裁判官の拘留決定を受けて拘留された事実が認められる。その後、申立人らは不起訴処分となっているが、テレビ朝日は、右処分に至った理由は被害者が告訴を取り下げたことによる起訴猶予処分であり、検察官としては犯罪の成立を前提にしたものと考えている。

本件は、集団レイプ事件であり、実行行為者が現実に姦淫行為を行わなくとも、強姦罪に問われることは判例上の通説である。また、被害者との示談成立、告訴取り下げによる起訴猶予処分という検察庁の処理に鑑みれば、仮に申立人らが姦淫行為をしていなかったとしても、犯罪（強姦罪）の成立は明らかであり、申立人らが本件行為を犯したことについての真実立証は十分と認められる。

2. 実名、顔写真の放送について

公共の利害に関する事項について、公益を図る目的のもとに、犯罪行為者の映像、写真を放送することは、行為者の肖像権侵害の違法性を阻却する。

テレビ朝日は、犯罪報道において実名及び顔写真の放送によって視聴者に誰が検挙されたのかという情報を提供することが原則であると考えている。

本件は、有名大学の著名な運動部の部員が、集団で女性をレイプしたものであり、刑事事件としても悪質な重大事犯である。そして、強い社会的関心を集めた案件である以上、公共性、公益目的という要件の充足は十分であり、警察の公的発表を受けて、顔写真とともに実名で報道したことに問題はない。

テレビ放送の場合、視聴者への情報伝達を明確かつ確実にするために、映像をある程度反復する必要があり、本件各放送においても、これらの事情から数回申立人ら逮捕者の実名と顔写真を放送した。これは他の犯罪報道と比

べても同程度であって、とりわけ本件に限って執拗に放送したものではない。

3. リポーター、キャスター、ゲストの発言について

以上述べた通り申立人らが、本件集団レイプ行為の当事者であることは十分認められる状況にあり、番組司会者、リポーター、ゲストらは、本件のように強い社会的関心を集めた事件につき、一般常識的な見解を開陳したにすぎない。

. 委員会の判断

本委員会は、申立人の申立書、被申立人の答弁書、答弁書に対する反論書、反論書に対する再答弁書を検討するとともに、被申立人から提出された当該番組の録画のすべてを視聴し審理した。また、申立人と被申立人双方の意見を聴取した。（申立人は弁護士同席）

1. 事実誤認について

申立人は「2人は本件レイプ容疑事件に関与していないにもかかわらず、容疑を認めているなどと断定的に報道され、名誉を著しく毀損された」と主張している。これに対してテレビ朝日は、「捜査当局の公の発表に基づく事件報道であり、放送内容に問題はない」と反論している。

申立人が主張している「レイプをしていない」との点については、示談書も、申立人2名が直接姦淫行為に及んでいなかったことを認めており、また本事件に計画性があったかどうかについても疑問が残る。これらの点につき、テレビ朝日は、姦淫行為がなかったとしても事件に関与していたことは明らかであり、計画性についても捜査当局の取材に基づいている、との見解を示している。

このように申立人とテレビ朝日との主張には大きな食い違いがみられるが、本委員会には強制的調査権がないこともあって、申立人の主張する「レイプ容疑事件に関与していない」との事実関係を解明することは出来なかった。

なお、本委員会は、可能な限り事実関係を明らかにするため、本件被害者にも協力を求めたが回答を得られなかった。

本事件では、申立人2名が事件現場において被害女性に接触していること、婦女暴行容疑で逮捕されたこと、示談が成立して告訴が取り下げられ処分保留で釈放されたこと、起訴猶予処分を受けたことなどは事実として明白である。

また、「容疑を認めている」との報道は、捜査当局の発表に基づいている

ことが認められる。

これらの事情を勘案すると、テレビ朝日が本件犯行の逮捕段階において、その容疑事実や、申立人2名が同容疑を認めたことを真実と信じたのはやむを得ず、したがって本件報道の基本的な事実関係については、事実誤認はなかったものと判断する。

2. 演出と誘導、断定表現について

逮捕段階において容疑者を犯人と断定することや犯人視した報道が許されないことはいうまでもない。

本件報道には、「愚拳！集団で女性に暴行 A大ラグビー部員」、「ハレンチラガーマン A大生5人逮捕」といったタイトルなどの字幕、「ラガーメンが束になって一人の若い女性に牙をむいた」などのコメントがみられる。更にワイドショーの司会者、リポーター、ゲストの中にも、犯人と断定しているような印象を与えかねない発言があったことも否定できず、未だ容疑段階であるとの配慮に欠けた報道といわざるを得ない。

しかし、番組全体を見れば、「容疑」、「疑い」、「何々として逮捕」などの表現もあわせて使われており、犯人と断定しているとまではいえない。

3. 実名・顔写真について

容疑者の実名・顔写真は報道の真実性の裏付けとして、ニュースの基本要素であり、本件報道の場合も、事件の公共性、公益性からみて、実名、顔写真の使用は許されるものと判断する。

しかし、短時間に多数回、繰り返し放送することは、容疑者という呼称をつけたとしても、視聴者に対し、犯人ではないかという先入観を植え付ける危険をもたらしかねない。特に顔写真は、視聴者に強いインパクトを与えがちである。

これらを考慮すれば、逮捕段階における容疑者の実名や顔写真の報道、とりわけ顔写真の扱いについては、犯人視的な効果を持つことがないよう、慎重な配慮が求められる。

4. 結論と措置

本件は、大学ラグビー部員による集団レイプ容疑事件であって、社会的影響も重大であるから、その報道には公共性、公益性が認められる。

本件報道の基本的な事実関係は、警察発表に基づいたものであり、本件報道の主要部分に事実誤認があったとはいえない。しかし、ワイドショーの報道を見ると、犯人としての断定的な報道につながりかねない表現や顔写真の

繰り返し使用などがみられ、申立人の名誉を毀損したとまではいえないが、放送倫理上問題があったと判断する。なお、本件ワイドショーについては、犯人視報道であり名誉毀損に当たるとする少数意見があった。

逮捕されただけで犯人と思いがちな一般視聴者に対し、このような報道は誤解や誤った印象を与える可能性が大きい。それだけに、タイトルやサブタイトルの字幕には、出来る限り「容疑」「疑い」といった文字を入れるべきである。

ワイドショーの場合、司会者、リポーターはもとより、ゲストの意見であっても、犯人と断定するような表現をすべきではなく、未だ容疑段階であることを明確にする姿勢が求められる。ゲストに断定的な発言があった場合には、司会者やリポーターらが、容疑段階であることを伝えるフォローが必要である。

また、一方的な報道や犯人視的な報道に陥らないためには、警察発表に依存せざるを得ない第一報段階では無理としても、事件捜査の推移に従い、容疑者の家族や弁護士等に可能な限りの取材を試み、その言い分を伝える努力と工夫を払うべきである。裏付け取材が困難な場合には、容疑段階であることを考慮して、断定的なきめつけや過大、誇張した表現、限度を超える顔写真の多用を避けるなど、容疑者の人権にも十分に配慮した、慎重な報道姿勢が求められる。

以上の諸点を考慮し、本委員会は、テレビ朝日に対し、委員会決定の主旨を放送するとともに社内に周知徹底させ、今後の事件報道に当たっては、容疑者の人権により一層配慮することを強く要望する。

・審理経過

審理経過は別紙の通りである。（各局共通のため省略）